

令和 8 年度当初予算案（一般会計）の事業概要 (PR資料)

中小企業・小規模事業者関連予算抜粋

令和 7 年 1 月

独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金事業 等

令和8年度予算（案） 193億円（184億円）

中小企業庁

長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、中小企業者・小規模事業者の事業活動に必要な助言、研修、出資、共済制度の運営等の事業に必要な経費の交付等を目的とする。

事業概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、以下の5つを柱に事業を実施する。

- (1) 地域牽引・成長志向の中小企業への支援
→成長を促す一貫した支援、多様な経営課題への対応
- (2) 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援
→新市場開拓、他機関との連携による支援
- (3) スタートアップ創出・成長への支援
→スタートアップに対する資金供給、ソフト支援
- (4) 事業継続・経営体力強化への支援
→事業承継等の推進、支援機関を通じた支援の拡大
- (5) 経営環境変化対応への支援
→中小企業等が直面する経営環境変化への対応を支援また、中小企業向けの産業用地を確保するための支援を行うとともに、DXの推進により、部門の枠を超えた顧客本位のサービスの充実と組織変革、働きがい改革、中小機構内の業務効率化、経営環境に即した施策情報やコンテンツの充実を図り、広報活動等を中小企業庁と連携して戦略的に実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国

運営費交付金等

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

成果目標

- (1)地域牽引・成長志向の中小企業への支援
(ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る等)
- (2)企業の成長段階に応じた新市場開拓支援
(海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数）
7,500件以上等)
- (3)スタートアップ創出・成長への支援
(出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上等)
- (4)事業継続・経営体力強化への支援
(講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数1,200件以上等)
- (5)経営環境変化対応への支援
(政策テーマ（C N・G X）等の事業者による機構支援施策等の利用件数2,200件以上等)
により中小企業等を支援し、中期目標の達成を目指す。

給付金等事業不正対応等事業

令和8年度予算（案） 9.2億円（9.2億円）

事業目的・概要

事業目的

本事業は持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金及び事業復活支援金（以下「給付金等」という。）に係る不正受給に関する調査、警察への捜査協力への対応等を行うことにより、不正受給者からの債権回収等を適切に行うこととする。

事業概要

本事業は給付金等の不正受給に関する調査や、警察への捜査協力への対応等を行うとともに、給付金等の不正受給に係る債権の回収に必要な督促・調査等を実施するもの。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

短期的には、給付金等に関する警察への調査協力に対する回答に要する平均日数14日間を目指す。
最終的には、不正受給に対し、国の債権の管理等に関する法律に基づき、適切な債権回収等を行う。

中小企業実態調査委託費

令和8年度予算（案） 20億円（20億円）

- (1) (2) 中小企業庁 事業環境部 調査室
- (3) 経済産業政策局 地域経済産業政策課
- (4) 中小企業庁 事業環境部 企画課
- (5) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (6) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
- (7) 福島復興推進グループ 総合調整室

事業目的・概要

事業目的

本事業は、中小企業を取り巻く環境や財務・経営情報に関する調査を実施することにより、多種多様な中小企業の実態や課題を的確に把握し、中小企業政策の適切な企画立案及び実施、評価を行うためのものである。加えて本事業は、国や地方自治体による効果的かつ効率的な地域活性化政策等の立案を可能とすることを目的としており、地域の課題に応じた活性化対策についての調査・研究や、賃上げや投資、輸出等の外需獲得に積極的で、地域経済を飛躍的に押し上げる「100億企業」や地域の社会課題解決の担い手となる「ローカル・ゼブラ企業」の創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析を行う。さらに、経営課題の解決に資する人材の確保・活用等に対する経営者の意識改革やノウハウ向上等に向けた調査を行う。また、原子力被災地域における事業・なりわい再建、新産業の創出、交流人口・関係人口の拡大等に資する効果的な経済対策を実施するための調査を行う。

事業概要

- (1) 中小企業実態基本調査：中小企業の売上高、財務情報、従業者数、経営情報等を継続的に調査・集計し、中小企業の実態の基礎的なデータを提供する。
- (2) 中小企業実態・対策調査：中小企業白書・小規模企業白書を作成するほか、事業環境の変化が中小企業に与えている影響等に関する調査を行う。
- (3) 地域経済産業活性化対策調査・分析：地域活性化に資する政策テーマを選定の上で、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。
- (4) 中小企業の持続的・構造的賃上げに向けた調査・分析：中小企業の持続的な賃上げに向けて、「稼ぐ力」の強化が引き続き重要。今般措置している100億宣言企業への支援策を通じて醸成された成長機運を全国各地へと伝播させていくべく、その具体的手法について調査・分析を行う。
- (5) ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析：各地におけるローカル・ゼブラ企業の創出・育成に向け、社会的インパクト評価・活用手法や地域や業種を超えて知見を共有するコミュニティの取組を社会実装するために必要な要素について調査・分析する。
- (6) 地域中小企業人材確保支援等調査・分析：自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るために、人材戦略の検討・策定・実行のための取組や、中小企業等に対する副業・兼業への理解促進や業務の切り出し等の経営支援機関の支援能力向上の方策について調査・分析を行う。
- (7) 被災地域の経済産業活性化等調査・分析：被災地域の経済回復に資する政策テーマを選定し、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

短期的には、中小企業施策等の政策立案の基盤となる調査のうち個別政策に関する内容を8割以上行うことを目指す。

長期的には、令和2年度から令和7年度の5年間で、中小企業の従業員一人あたりの付加価値額の5%向上を目指す。

中小企業資金繰り支援事業

令和8年度予算（案） 228億円（223億円）

（1）中小企業庁 事業環境部 金融課

（2）中小企業庁 事業環境部 金融課

（3）中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課

（4）中小企業庁 事業環境部 金融課

事業目的・概要

事業目的

株式会社日本政策金融公庫の融資事業の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保すること及び、経営安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことを通じて、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

（1）日本政策金融公庫補給金

株式会社日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保する。

（2）中小企業信用補完制度関連補助事業

経営の安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に、当該融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合の損失を一部補填するほか中小企業に対する経営支援を促すため、信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援することを通じ、中小企業の資金繰りの円滑化を図る。

事業形態、対象者

（1）日本政策金融公庫補給金

→事業スキームについては、中小企業資金繰り支援事業（1）に記載。

（2）中小企業信用補完制度関連補助事業

→事業スキームについては、中小企業資金繰り支援事業（2）に記載。

（3）小規模事業者経営改善資金融資事業

→事業スキームについては、中小企業資金繰り支援事業（3）に記載。

（4）危機対応円滑化業務支援事業

→事業スキームについては、中小企業資金繰り支援事業（4）に記載。

（3）小規模事業者経営改善資金融資事業

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資を行う「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）事業」を実施するため、金利引き下げ分について、株式会社日本政策金融公庫に対して財政措置を講じる。

（4）危機対応円滑化業務支援事業

株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に要する事務経費を補助する（日本政策金融公庫補助金、補助率100%）。

(1) 日本政策金融公庫補給金

令和8年度予算(案) 169億円(153億円)

事業の内容

事業目的

株式会社日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置（以下3点）を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保する。

事業概要

以下、3点の財政措置を行う。

(1) 一般利差補給金

特別利率による融資等における金利引下げ分の補填

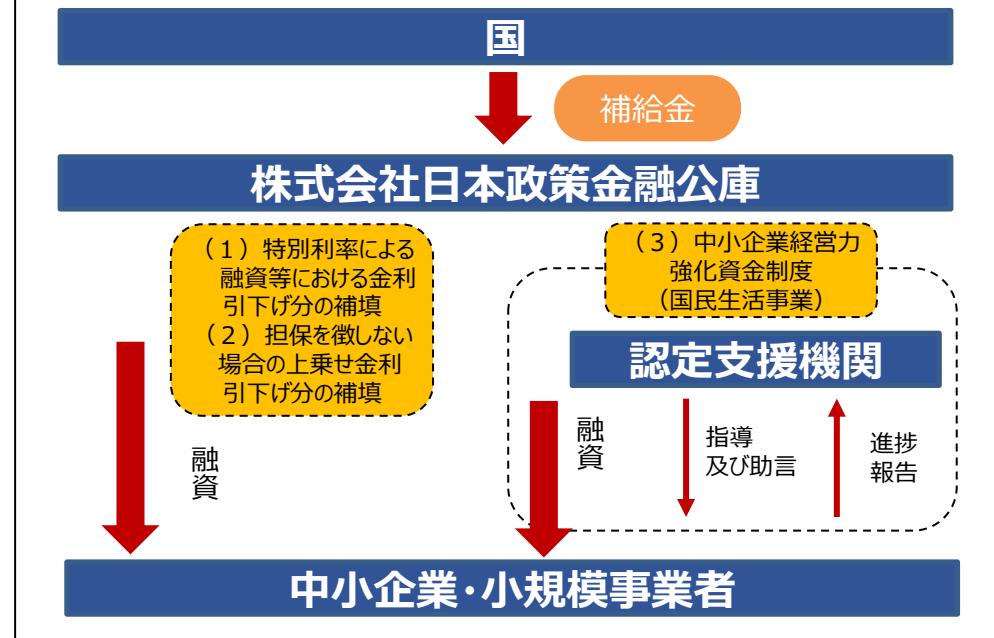
(2) 中小企業金融円滑化利子補給金

担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填

(3) 中小企業経営力強化資金融資事業補給金

認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填
(国民生活事業)

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業などに対し、資金繰りの円滑化等を図る。

(2) 中小企業信用補完制度関連補助事業

令和8年度予算（案） 32億円（39億円）

事業の内容

事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

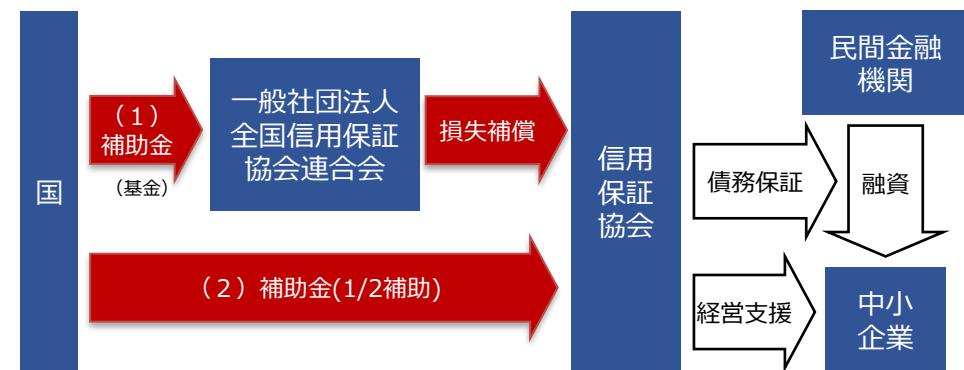
(1) 経営安定関連保証等対策費補助事業

全国51ある信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業に対する民間金融機関からの融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。

(2) 信用保証協会による経営支援等対策費補助事業

中小企業に対する経営支援を促すため、全国51ある信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

信用保証制度を通じた中小企業の資金繰りの円滑化等を図る。保証協会による専門家派遣等の経営支援を通じて、中小企業者の経営の改善を図る。

(3) 小規模事業者経営改善資金融資事業

令和8年度予算（案） 26億円（30億円）

事業の内容

事業目的

金利引き下げ分について財政措置を行うことで、株式会社日本政策金融公庫が実施する「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）事業」の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保する。

事業概要

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資を行う「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）事業」を実施するため、金利引き下げ分について、株式会社日本政策金融公庫に対して財政措置を講じる。

<マル経融資事業の概要>

貸付限度額：2,000万円

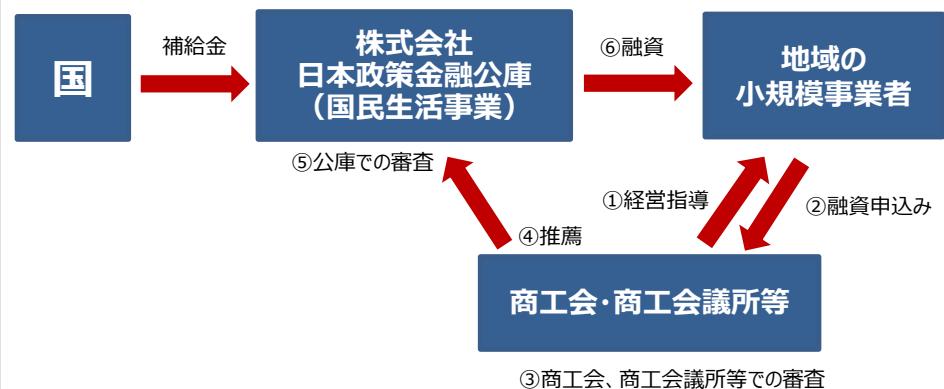
貸付金利：2.10%（令和7年12月1日時点）

貸付期間：10年以内

担保等：無担保・無保証人

経営指導：商工会等の経営指導を受ける

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、商工会・商工会議所等の経営指導を受けた小規模事業者の資金繰りの安定化を目指す。

(4) 危機対応円滑化業務支援事業

令和8年度予算（案） 0.8億円（0.8億円）

事業の内容

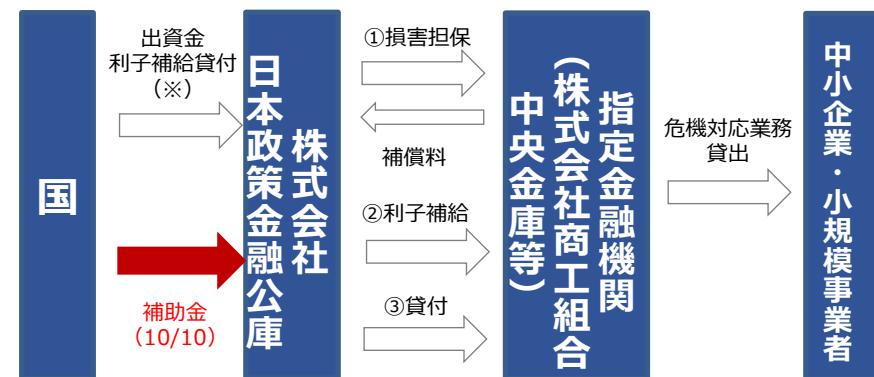
事業目的

内外の金融秩序の混乱や大規模な災害等の影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫の信用供与（損失補填等）を受けた指定金融機関（株式会社商工組合中央金庫等）が必要な資金を供給することにより、同中小企業者等の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に要する事務経費を補助するもの（日本政策金融公庫補助金、補助率100%）。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



「危機」時に指定金融機関（日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫）が危機対応業務を円滑に実施するために、損失補償や利子補給を行う日本政策金融公庫に対して人件費等の必要経費を補助するもの。

成果目標

突発的な災害等で被害を受けた中小企業者に対し、迅速、親身かつ均質な貸付を行うことは、国の危機管理において不可欠なことであり、今後も、実績の確認や定期的なモニタリング等を通じて、制度の適切な運用の下で本事業を継続的に実施する。

中小企業支援事業

令和8年度予算（案） 254億円（256億円）

（1）中小企業庁 事業環境部 金融課

中小企業庁 事業環境部 財務課

（2）中小企業庁 経営支援部 経営支援課

（3）中小企業庁 経営支援部 経営支援課

中小企業庁 経営支援部 商業課

（4）、（5）中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課

事業目的・概要

事業目的

本事業は、財務上の問題等を抱えている中小企業等に対する収益力改善・事業再生等の支援や後継者不在の中小企業等に対する事業承継・事業引継ぎの支援、よろず支援拠点等の整備を通じた相談・支援体制の構築、全国中小企業団体中央会や全国商店街振興組合連合会、全国卸商業団地協同組合連合会への支援、商工会及び商工会議所が実施する経営改善の取組を促進するための支援、国と地方公共団体が適切な役割分担・相互補完の基実施する経営の改善発達や発災時における迅速な復旧支援の推進を通じ、地域の経済及び雇用を支える中小企業・小規模事業者等を支援することを目的とする。

事業形態、対象者

各事業の事業スキームについては、下記の通り記載。

- ・中小企業活性化・事業承継総合支援事業→中小企業支援事業（1）
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業→中小企業支援事業（2）
- ・中小企業連携組織対策推進事業→中小企業支援事業（3）
- ・小規模事業対策推進事業→中小企業支援事業（4）
- ・地方公共団体による小規模事業者支援推進事業→中小企業支援事業（5）

事業概要

（1）中小企業活性化・事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。また、全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、ブッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施するとともに、地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

（2）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県へ「よろず支援拠点」を設置する。また、中小・小規模事業者等の支援データ等を分析・活用できる環境を整備することにより、中小・小規模事業者支援の高度化を目指す。

（3）中小企業連携組織対策推進事業

中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るために教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

（4）小規模事業対策推進等事業

全国団体等を通じ、小規模事業者支援法の各種計画に基づく販路開拓やBCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等を支援する「伴走型小規模事業者支援推進事業」や、窓口相談・巡回指導等に対応する人員を派遣する取組を支援する「制度改正等の課題解決環境整備事業」等を実施する。

（5）地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

地方公共団体による、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた小規模事業者の経営の改善発達を目的とした施策、局激指定、災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を目的とした施策、及び複数の商工会・商工会議所と地方公共団体による広域計画を促進するため、他の支援機関等と一緒に実施する取組を支援する。

中小企業支援事業のうち、

（1）中小企業活性化・事業承継総合支援事業

令和8年度予算（案） 139億円（144億円）

（1）中小企業庁 事業環境部 金融課

（2）中小企業庁 事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

（1）中小企業活性化事業

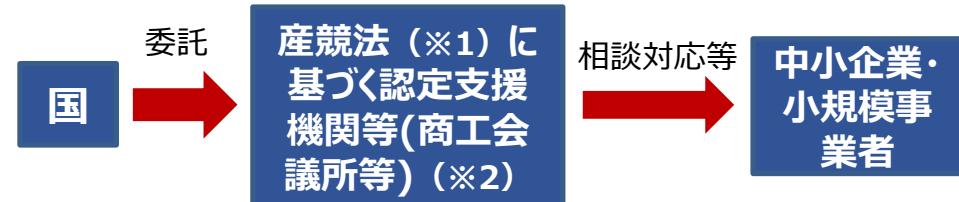
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

（2）事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）、（2）ともに以下の事業スキームにて運用



（※1）産業競争力強化法

（※2）（1）は中小企業活性化協議会

（2）は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

（1）中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。

（2）事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

(2) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和8年度予算（案） 33億円（34億円）

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための相談体制を整備することによって、その解決を支援し、地域経済を活性化することを目指す。

事業概要

（1）よろず支援拠点事業（ワンストップ相談窓口）：

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで、経営課題の解決に向けた支援を実施する。

（2）中小・小規模事業者支援サービスの高度化実証事業：

よろず支援拠点に蓄積した中小・小規模事業者等の支援データ等を分析・活用できる環境を整備することにより、中小・小規模事業者支援の高度化を目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）よろず支援拠点事業



（2）高度化実証事業



成果目標

（1）よろず支援拠点事業（ワンストップ相談窓口）：

よろず支援拠点への相談者が経営課題を解決した件数が10,000件以上になることを目指す。

（2）中小・小規模事業者支援サービスの高度化実証事業：

開発したAIを活用したシステムを用いて相談対応を行うコーディネーターの数を100人以上にすることを目指す。

中小企業支援事業のうち、

(3) 中小企業連携組織対策推進事業

令和8年度予算（案） 6.1億円（6.0億円）

(1)～(3) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(1)、(2) 中小企業庁 経営支援部 商業課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えており、これらの経営課題を解決するためには中小企業等が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことが有効である。このため、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

事業概要

(1) 中小企業組合等指導・支援事業

全国中小企業団体中央会等による都道府県中小企業団体中央会・組合等への指導、調査研究・情報提供等に要する人件費等の経費を支援する。

(2) 中小企業組合等課題対応支援事業

新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業を支援する。

(3) 外国人育成就労制度適正化事業

外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化に向けた事業を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- ・全国中央会指導員等：1/3(一部、定額・1/2)
- ・都道府県中央会、全国組合等への指導等：6/10(一部、定額)
- ・中小企業組合等に対する支援事業：2/3(一部、定額)
- ・全国商店街振興組合連合会に対する支援事業：(6/10、定額)
- ・全国卸商業団地協同組合連合会に対する支援事業：(定額)



成果目標

中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指す。

目標最終年度となる令和11年度までに、外国人育成就労受入事業を行う組合等の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律の違反率を30%以下に減少させることを目指す。

(4) 小規模事業対策推進等事業

令和8年度予算（案） 62億円（61億円）

事業の内容

事業目的

商工会及び商工会議所が実施する経営改善発達のための支援事業を通じた小規模事業者の持続的発展の実現を目的とする。

事業概要

小規模事業者は、持続的成長・発展を通じた地域経済の活性化や地域の雇用創出などを担う極めて重要な存在。小規模事業者にとって身近な存在として経営指導を行っている商工会等が実施する以下の取組について、全国団体等を通じて支援を行う。

（1）小規模事業者支援法に規定する「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定、BCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等に要する経費を支援する。

（2）全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等と連携して実施する全国的な販路開拓など地域の持続的発展に向けた取組を支援する。

（3）小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会等が行う制度・周知広報や窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援する。

（4）全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等を指導するための人件費や全国団体、商工会等の支援能力向上のための研修開催費等を支援する。

（5）経営発達支援計画等には一定の知識と経験を有した経営指導員を関与させる必要があるため、経営指導員に対する講習を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）伴走型小規模事業者支援推進事業



（2）地域力活用新事業創出支援事業

（3）制度改正等の課題解決環境整備事業

（4）商工会・商工会議所等の指導事業



（5）法定経営指導員講習事業



成果目標

短期的には商工会・商工会議所の経営発達支援計画等に基づく支援を受けた事業者のうち、売上高が増加した事業者の割合が50%以上となることや専門家派遣等による相談等対応件数のうち、解決的支援件数の割合100%を目指す。

長期的には、商工会・商工会議所の経営発達支援計画等に基づく支援を受けた事業者のうち、売上総利益が増加した割合50%以上を目指す。

(5) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和8年度予算（案） 14億円（10億円）

事業の内容

事業目的

国と地方公共団体が、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に則り、適切に役割分担、相互を補完する形で施策を講じることにより、小規模事業者の経営の改善発達や発災時における迅速な復旧支援を通じた、地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とする。

事業概要

地方公共団体による、以下の取組を支援。

- ①地域の自然的経済的・社会的諸条件に応じた小規模事業者の経営の改善発達を目的とした施策（経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画の策定支援、経営発達支援計画に基づく経営計画の作成支援・販路開拓等の実行支援、事業継続力強化支援計画に基づく防災・減災対策の実行支援等）
- ②複数の商工会・商工会議所と地方公共団体による共同計画（＝広域計画）の申請を促進するため、他の支援機関等と一緒に実施する取組（専門家派遣事業や合同セミナーの開催等）
- ③局激指定、災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を目的とした施策（施設・設備の復旧事業）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

【通常時支援】



【災害時支援】



成果目標

【通常時支援】

地方公共団体が支援した小規模事業者のうち、短期的には売上高増加率が向上した事業者の割合が50%を超えることを目指し、支援から5年後には売上総利益が向上した事業者の割合が50%を超えることを目指す。

【災害時支援】

地方公共団体が支援した小規模事業者等のうち、年度末で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

人権教育・啓発活動支援事業

中小企業庁 事業環境部 財務課

令和8年度予算（案） 2.0億円（2.0億円）

事業の内容

事業目的

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について※」等を踏まえ、人権に配慮した経営の重要性の普及啓発による中小企業等の健全な経済活動の構築や、重点的な支援が必要な地域又は業種における中小企業等の活性化を促進する。加えて、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等に基づき、産業振興等を含めたアイヌ施策を総合的かつ効果的に実施することにより、アイヌ中小企業の産業振興を図るとともに、アイヌの民工芸品への理解を深めることを目的とする。

※平成8年7月26日 閣議決定

事業概要

（1）人権教育・啓発活動推進委託事業

人権教育・啓発に知見のある民間団体等に委託し、中小企業等を対象として、人権の重要性や最近の動向の説明、社内教育の方法等の取組事例の紹介等に関するセミナーや研修の実施、パンフレット等の作成等を実施する。

（2）人権教育・啓発活動支援委託事業

国と地方公共団体が連携し、中小企業等を対象として、地域特有のニーズに即したセミナーや研修、人権問題等へ対応するためのきめ細かな巡回相談等を実施する。

（3）アイヌ中小企業振興対策事業

北海道や東京等での展示・販売事業や、アイヌ民工芸品の木彫事業者等の技術向上・新商品開発のための研修等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

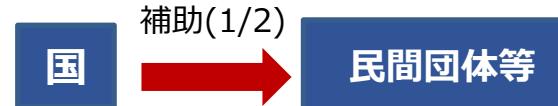
（1）人権教育・啓発活動推進委託事業



（2）人権教育・啓発活動支援委託事業



（3）アイヌ中小企業振興対策事業



成果目標

（1）セミナー等参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指す。

（2）巡回指導、研修参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指す。

（3）展示・販売会等の参加者でアイヌ民工芸品に大変興味を持ったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指す。

後継者支援ネットワーク事業

中小企業庁 事業環境部 財務課

令和8年度予算（案） 3.5億円（4.0億円）

事業の内容

事業目的

地域に根ざした中小企業の次期経営者となる後継者の既存の経営資源を活かした新規事業や事業再構築に向けた取組等を支援することで、地域経済の新陳代謝を図るとともに、日本、世界で活躍する地域の核となる事業者の輩出を目指す。

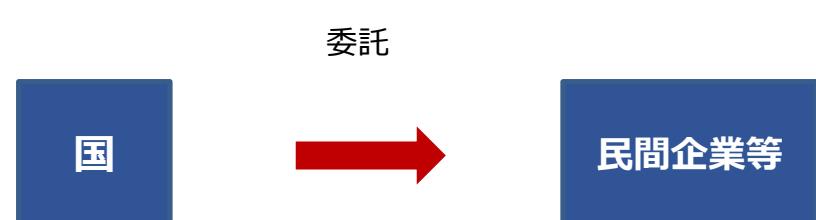
また、後継者支援に様々な支援機関等がかかわることで、後継者支援のエコシステムが自ずと生まれるなどの波及効果が生まれることを期待する。

事業概要

後継者による既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッチイベントを全国大で開催する。

具体的には、地域に根ざしている支援機関等を巻き込みながら、後継者の掘り起こしを行い、地方大会への参加者を増やしていくとともに、大会参加者については、先輩経営者等から事業計画の磨き上げを受けることで、決勝大会に進出する後継者のレベルを引き上げていく。加えて、決勝大会で優秀な成績を収めた後継者については、その後も経営指導を受けられる体制を構築する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和12年度までに、120件の新規事業展開や事業拡大を目指す。

中小企業取引対策事業

中小企業庁 事業環境部 取引課

令和8年度予算（案） 30億円（29億円）

事業の内容

事業目的

賃上げの原資確保に向けて、原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、中小企業の取引環境の改善のため、中小受託取引適正化法（以下「取適法」）の厳正な執行や相談窓口の運営、取引Gメンヒアリングによる取引実態の把握等を通じ、中小企業の取引適正化に取り組む。

事業概要

中小企業の取引適正化を図るために、以下の取組を行う。

（1）取適法の厳正な執行

取適法等に基づく書面調査を実施するほか、法執行に必要な体制を構築

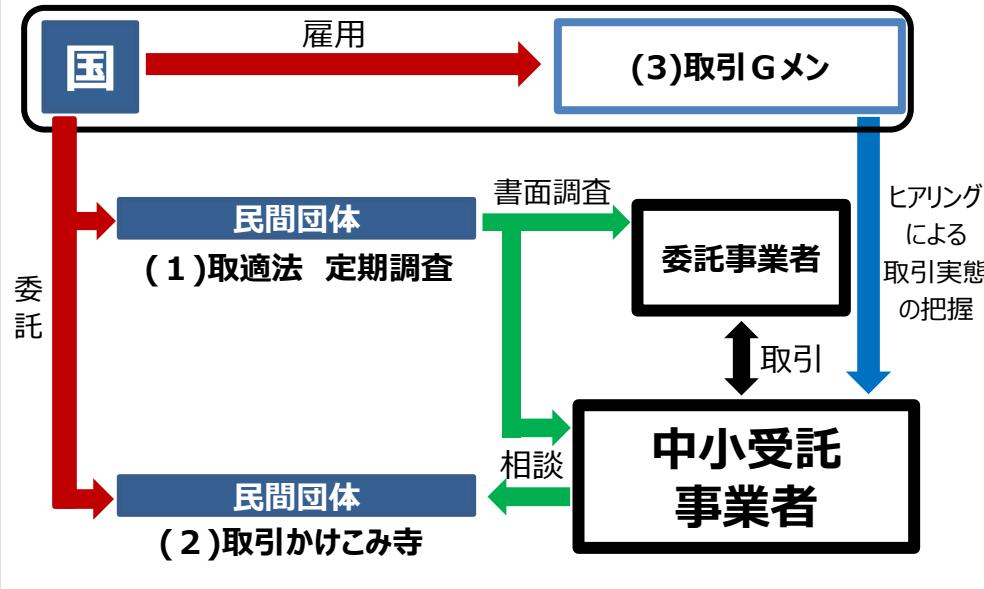
（2）取引かけこみ寺における相談対応

中小企業の取引上の悩みについて、無料で相談員・弁護士が相談に応じる「取引かけこみ寺」を運営

（3）取引Gメンによるヒアリング調査

取引実態を把握するための取引Gメンによる中小企業へのヒアリング調査を実施

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

約5万件の発注側事業者・約20万件の受注側事業者に対して調査を行う。また、取引Gメンによるヒアリングを年間1万件以上実施し、中小企業の取引実態を把握する。

これらの施策により、取適法違反の発見及び改善指導を含め、価格交渉と価格転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和8年度予算（案） 122億円（123億円）

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（大型研究開発枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%